

日本ソフトウェア科学会 出版規定

(昭和62年2月24日制定)

(1998年9月10日改定)

(2008年1月15日改定)

(2011年1月13日改定, 4月1日より施行)

第1条 (趣旨)

日本ソフトウェア科学会 (以下,「本会」という) 定款第5条に基づき, 本会と会員とを結ぶ媒体として, 機関誌および 図書等の出版物を刊行するために, 出版規定を設ける.

第2条 (出版物, 論文, 記事の種類)

本会には, 日本ソフトウェア科学会編として発行する出版物 (電子媒体やWeb掲載を含む) と, 研究会など本会の下部組織が日本ソフトウェア科学会研究会編またはこれに代わる名称で出版する出版物がある. 学会組織には, 必要に応じて臨時に編成されるワークショップの運営委員会なども含まれる.

本会日本ソフトウェア科学会編として発行する出版物は次の4種類である.

- (a) 「コンピュータソフトウェア」
- (b) 大会論文集
- (c) チュートリアル, セミナーのテキスト・資料で, その開催のために作成し, 参加者に配布ないしはWeb掲載されるもの
- (d) 理事会が承認した出版企画に基づき, 理事会の承認を経て編成された編集委員会により編集・作成された書籍

本会日本ソフトウェア科学会研究会編またはこれに代わる名称で出版する出版物は次の3種類である.

- (e) 研究会資料
- (f) チュートリアル, セミナーのテキスト・資料で, その開催のために作成し, 参加者に配布ないしはWeb掲載されるもの
- (g) その他の出版物

第3条 (認可)

第2条(a)ないし(g)の出版に際しては下記事項を含む, その出版物の性格を明記しなけ

ればならない。

- (1) 責任編集母体
- (2) 査読又は閲読の有無
- (3) 定期刊行物か否か

また 2 条(g)に掲載される論文及び記事等については、上記記載をするとともに、企画委員会の審査を経て理事会の承認を得なければならない。

第 4 条（出版物の管理）

本規定で扱われている全ての出版物は、保存用として、最低 1 部を本会に納付しなければならない。

本規定第 2 条における(g)の販売価格については、著者割引などの制度を活用することにより、本会会員を優遇することが望ましい。

第 5 条（著作権）

本会が出版する全ての出版物に含まれる著作物は、その著作権が本会に譲渡されるか、その著作物を利用する権利が本会に許諾されるかのいずれかである。これら著作物の取扱は、著作権規定で定める。

第 6 条（印税）

本規定第 2 条における(g)については、印税の一部を本会に納付するものとする。